

亀山市告示第94号

次のとおり公印の廃止をするので、亀山市立医療センター事務局規程（平成17年亀山市訓令第53号）第8条第1項の規定において準用する亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井義之

区分	名称	印影	使用範囲	廃止の日	個数
廃止	亀山市立医療センター印	(略)	医療センター名による一般文書用	平成28年3月31日	1
廃止	亀山市長印	(略)	市長名による一般文書用	平成28年3月31日	1
廃止	亀山市立医療センター院長印	(略)	院長名による一般文書用	平成28年3月31日	1
廃止	亀山市立医療センター事務局局長印	(略)	事務局長名による一般文書用	平成28年3月31日	1
廃止	亀山市立医療センター医事管理室長印	(略)	医事管理室長名による一般文書用	平成28年3月31日	1
廃止	亀山市長印	(略)	病院事業の小切手用	平成28年3月31日	1